

(件名) 精神科長期入院による憲法第16条に基づく損害の救済について

(陳情の趣旨)

平成22年に愛知県にて不眠の症状から帰鹿し、家族と話し鹿児島市の保健所に相談したところ、鹿児島市の病院Aをすすめられました。

発症と診断された当初、愛知県の安城市の病院Bでは、統合失調症と判断されておりましたが、主訴が不眠や疼痛程度であったため、医師の判断を疑っておりました。

その後、テクニカル(科学技術的)犯罪に巻き込まれておりました。

病院Aの甲氏によれば、統合失調症の幻覚妄想と判断されて、強制的な服薬や注射・県知事の医療保護入院、隔離措置などを3年程強いられました。その後も、内攻性の情報の症状も感じないため、服薬を調整していたところ、鹿児島市の保健所や鹿児島県警などにより、病院Cに強制的な入院を強いられました。そこでも、携帯の虫の写真を見せただけで幻覚妄想状態と診断され、県知事による医療保護入院による4年間の入院を強いられております。

入院中の精神保健当番弁護士も機能しておらず、現在でも、相談しても金銭目的の鹿児島県弁護士会の態勢により、何も出来ずにいます。

本来であれば、統合失調症とは、視覚に映る幻覚、脳に内攻する情報で妄想、耳にいつも聞こえないものが聞こえる幻聴が、三大症状ともされており、この様な患者様が、長期入院の対象になっております。

現在は、病院Dにて処方されている薬で、不眠等は改善しておりますが、現在振り返れば、長期入院の対象であった事に悔しさを隠しきれません。

日本、世界でも、科学技術の進歩は目覚ましい事と、本国の特定秘密保護等もありながら、情報操作・漏洩などは普遍的課題とされております。

情報内攻性の症状を露呈させていない主訴を信じて頂き、今まで、失われた損害の救済、そして、金銭的解決が図られる様強く求めます。

以上